

令和6年3月

令和6年能登半島地震災害義援金にかかる
領収証明書の送付について

この度は、令和6年1月に発生した能登地方を震源とする地震に際しまして、心温まる義援金をお寄せいただき、心からお礼申し上げます。ご厚意につきましては、被災された方々にできるだけ早くお届けできるよう取り組んでまいります。

つきましては、お寄せいただいた義援金にかかる「領収証明書」を送付いたしますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

なお、この領収証明書原本をもって、寄付金控除及び損金算入できますことを申し添えます。

(本証明書は再発行いたしかねますのでご注意ください。)



領 収 証 明 書

令和 5 年度	歳入歳出外現金	第 9408 号
納 人	愛知県豊橋市八町通5-9 豊橋市八町地域福祉センター内 公益財団法人豊橋善意銀行 様	
金 額	¥	2 9 1 3 3 9 4
ただし、石川県令和6年能登半島地震災害義援金として 上記の金額を領収したことを証明します。 令和6年2月7日		
〔 所得税法第78条第2項第1号 法人税法第37条第3項第1号 地方税法第37条の2第1項第1号 地方税法第314条の7第1項第1号 にかかる寄附金に該当します 〕		
石川県会計管理者 中 村 一 弥		